5.3.4(1)
労(1)509

(1)

労秘第二五ノ三号
昭和五年八月二日

警視総監 安山御吉 殿

内務大臣 安達謙蔵 殿
社会局長官 殿

株式會社誠工舎労働爭議ニ關スル件

標記工場ニ爭議發生シタルカ別紙ノ通リ解決セリ仍テ此段及報告候也

記

一、爭議發生場所　府下日暮里町一ノ一二
二、事業主側
名称　株式会社誠工舎

(2)

(一般ノ一解決)

(1)

(1)

(1